

2016年9月15日 全6頁

# 課徴金の算定方法の見直し、 公取委の裁量などを検討か

## 独占禁止法の課徴金制度に関する論点整理の概略

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

### [要約]

- 公正取引委員会の独占禁止法研究会は「課徴金制度の在り方に関する論点整理」（論点整理）を取りまとめた。
- これは、独占禁止法上の課徴金制度を見直す際の論点をまとめたものである。
- 7月13日から8月31日にかけて、この論点整理に対する意見が募集されていた。
- 今後、寄せられた意見を基に、課徴金制度見直しの議論が進められていく見込みである。

### I. 論点整理の公表

公正取引委員会（公取委）では、有識者からなる「独占禁止法研究会」（研究会）を設置し、2016年（平成28年）2月以降、課徴金制度の在り方について検討している。この研究会における議論や学識経験者、関係団体等からのヒアリング結果等を踏まえ、今後検討すべき論点をまとめた。それが「課徴金制度の在り方に関する論点整理」（論点整理）である。この論点整理について、7月13日から8月31日まで、意見を募集していた<sup>(注1)</sup>。

（注1）論点整理の意見募集は、公取委の以下のウェブサイト参照。

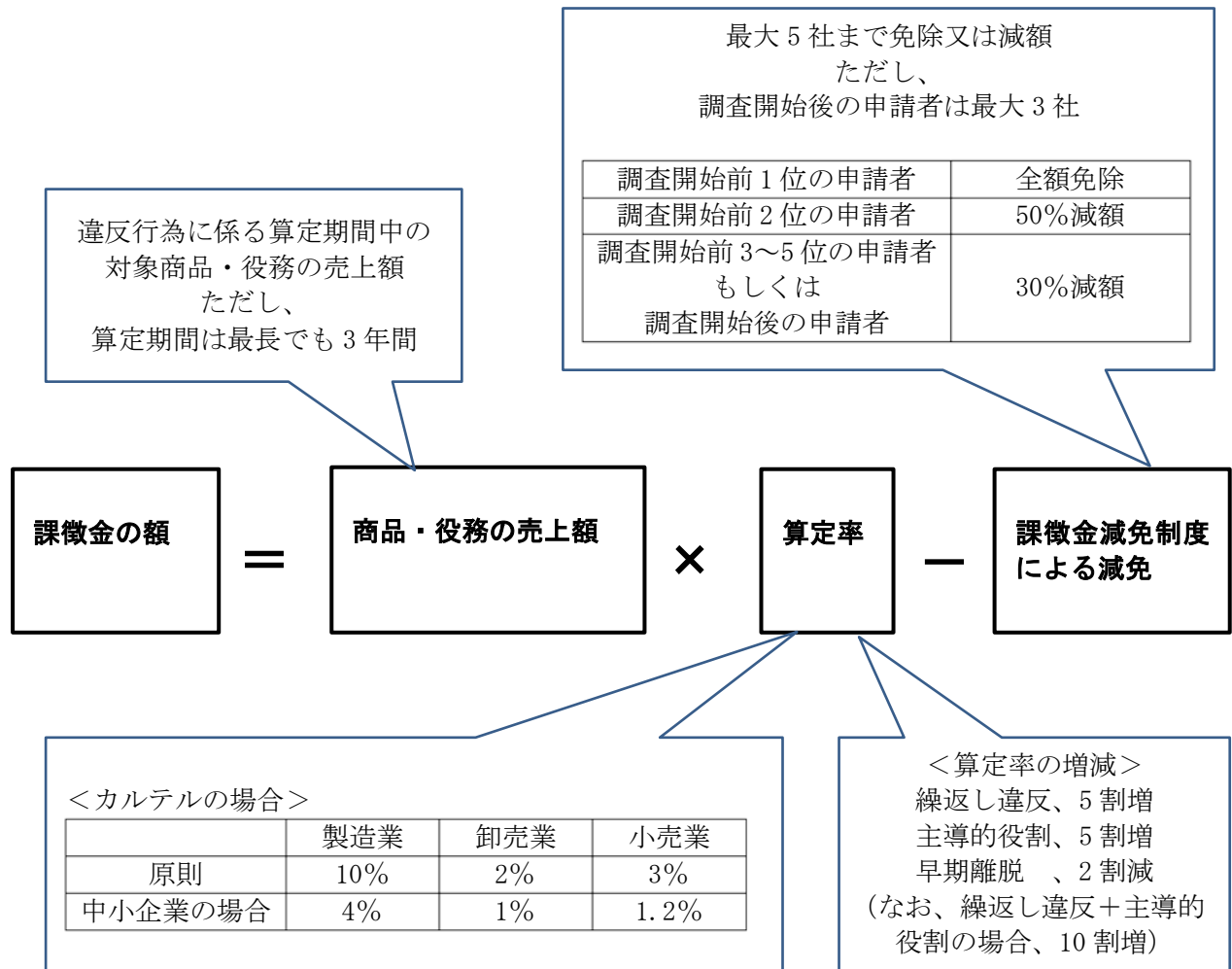
[http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jul/1607013\\_3.html](http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jul/1607013_3.html)

今後、寄せられた意見を基に、研究会において議論が進められていく見込みである。なお、いつまでに結論をまとめるかについては公言されていない<sup>(注2)</sup>。

（注2）公取委の以下のウェブサイトに掲載されている、2016年7月13日付の事務総長定例会見記録を参照。

[http://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/h28/7\\_9/kaikenkiroku160713.html](http://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/h28/7_9/kaikenkiroku160713.html)

図表 1 現行の課徴金制度のイメージ（日本）（カルテルの場合）



（出所）各種資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

## II. 論点整理の概略

### 1. 現行の課徴金制度の問題点、見直しの留意点

論点整理では、次の問題点が掲げられている。

#### a) 硬直的な算定・賦課方式

日本の現行の課徴金制度は、法定された客観的な算定要件・算定方式に従って、画一的・機械的に算定される課徴金の額を義務的に賦課する制度（図表1参照）であるため、

事案に即して適正な課徴金の額を柔軟に算定・賦課できない。そのため違反行為があっても課徴金を課すことができない（例えば、国際市場分割カルテルにおいて日本市場に参入しないことに合意した海外の事業者は、課徴金算定の基礎となる日本における売上がないため、課徴金がゼロとなる）などの問題が生じている。

b) 調査協力インセンティブの欠如

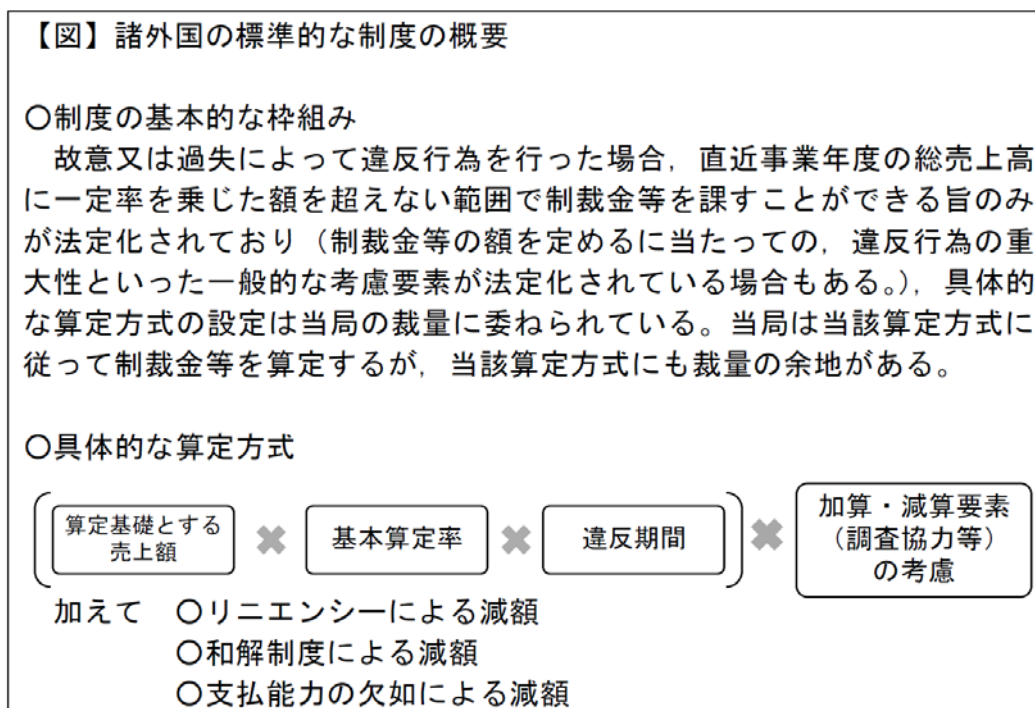
諸外国と比較して、事業者が当局（日本の場合、公取委）の調査に協力するインセンティブ及び調査への非協力・妨害へのディスインセンティブを確保する仕組みが不十分である。例えば、事業者が調査協力したとしても、課徴金の額は減額されない。

c) 国際標準制度からの乖離

日本の課徴金制度は、主要な諸外国で採用されている標準的な制裁金等の制度（図表2参照）<sup>(注3)</sup>との整合性に欠けている。

(注3) ここでいう制裁金とは、日本の課徴金に相当するものと考えられている。

図表2 「課徴金制度の在り方に関する論点整理」で示された、諸外国の標準的な制度の概要



(出所) 独占禁止法研究会「課徴金制度の在り方に関する論点整理」(平成28年7月13日)4ページ

これらの問題解決のため、当局の判断・裁量により違反行為に対応した適正な水準の額を決定する仕組みとなっている、諸外国の標準的な制度を参考としつつ、現行の課徴金制度を見直す必要があるとしている。

検討の際には、①公取委による適正な運用が確保される制度とする必要があること、②憲法

上の要請や法体系・法理論を踏まえた制度とする必要があること、③課徴金の機動的発動性が確保される制度とする必要があることなどを踏まえるべきとしている。

また、具体的な改正方法として、イ) 法定の算定・賦課方式の要素・要件の追加・削除・見直しを行う、ロ) 具体的な内容は政令・規則等に委任する、ハ) 公取委の専門的な判断に委ねるといった選択肢があり得ることに留意しつつ検討するとしている。

## 2. 論点整理に掲げられた論点

例えば、論点整理には以下の論点が掲げられている。なお、論点整理で掲げられた事項は多いのでその中の主だったものを、表現を少し変えつつ紹介する。

### (1) 算定の基礎となる売上額

- ・算定の基礎とする「売上額」は今のままでいいのか。
- ・国際市場分割カルテルにおいて日本市場に参入しないことに合意した海外の事業者は、課徴金算定の基礎となる日本における売上がないということもある。そのような場合、いかなる売上額や売上額に代替する経済的利得等を使用すべきなのか。
- ・諸外国のように柔軟に認定する場合、どのようにすればよいのか。
- ・売上額の範囲を公取委の裁量に委ねるのはどうか。

### (2) 算定期間

- ・算定期間を最長3年間としたままでよいのか。
- ・見直す場合、どのような期間を設定すべきか。
- ・見直す場合、違反期間の最終年度の売上額に違反期間を乗じるような方法はどうか。

### (3) 基本的な算定率

- ・算定率の水準はどのような観点から導かれるのか。
- ・算定率を公取委の裁量に委ねるのはどうか。
- ・現行の業種別算定率（業種によって異なる算定率）を残す必要性や合理性等はあるのか。
- ・現行の中小企業算定率（中小企業用の軽減された算定率）を残す必要性や合理性等はあるのか。

#### (4) 課徴金の加減算

- ・前記(1)～(3)で検討された方法で算定される金額に対して、個別の事由(例えば、繰り返し違反)を勘案して加減算を行うことはどう考えるのか。
- ・この加減算を公取委の裁量に委ねるのはどうか。

#### (5) 調査協カインセンティブを高める制度

- ・調査協力度合いに応じて課徴金の額を加減算する必要性及び許容性はあるのか。
- ・このような加減算を行う場合、いかなる基準で調査協力度合いを測るのか。減算の対象となる調査協力・加算の対象となる調査非協力の範囲をどのように定義するのか。
- ・このような加減算を行う場合、公取委の裁量に委ねるのはどうか。
- ・このような加減算を行うことについては、公取委等の審査方針に迎合せざるを得なくなる等の弊害が考えられるなどといった問題が指摘されているが、何か手当てが必要か。
- ・このような加減算を行う場合、課徴金減免制度との関係をどのように考えるのか。

#### (6) 和解制度

- ・EUのような、違反行為を認めた事業者との間での合意により、行政処分に係る手続を簡略化し、課徴金を減額する制度、いわゆる「和解制度」を導入する必要性及び許容性はあるのか。

#### (7) 課徴金の賦課方式

- ・課徴金の算定方式をどこまで法律で定める必要があるのか。
- ・算定方式の基本的枠組みを法律で定めた上で、具体的な算定方式の詳細を政令や規則等により柔軟に設定する制度とする必要性及び許容性はあるのか。
- ・課徴金を義務的に賦課しなければいけない必要性はあるのか。

#### (8) 新制度に見合った手続保障(事業者側の防御権など)

- ・新制度の導入により、事業者側にいかなる防御権が必要となるのか<sup>(注4)</sup>。

(注4) 手続保障(事業者側の防御権など)の論点は、論点整理における記述の割合はそれほど多くはないが、経済界などの関心が高い部分ではないかと思われる。

### Ⅲ. 【参考】論点整理に対する意見等の例

ネット上では、論点整理に対する意見等を公表している団体が見受けられる。例えば、次のものが見つけられた（順不同）。

- 日本弁護士連合会

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2016/160826.html>

- 全国中小企業団体中央会

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/teigen20160830.html>

- 新経済連盟

[http://jane.or.jp/topic/detail?topic\\_id=534](http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=534)

- 経済同友会

<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2016/160831a.html>

- 経営法友会

<https://www.keieihoyukai.jp/article?articleId=1946189>

- 競争法フォーラム

<http://www.jclf.jp/works.html>